

# 承諾書

(あて先)

京都市 福祉事務所長

年 月 日

住 所

氏名または会社名 (代表者氏名)

電 話 番 号

私は、借 借 人 の住宅扶助及び共益費の代理納付にあたり、下記の事項について全て承諾します。

## 記

- 1 代理納付適用において知りえた情報について、代理納付の目的以外に使用せず、借借人の個人情報については、個人情報保護法及びその他関係法令に基づき適切に取り扱います。また、代理納付廃止後も同様に取り扱います。
- 2 代理納付の対象費目は、家賃、間代、地代、更新料、火災保険料、敷金、礼金、不動産手数料、保証料、住宅維持費等の住宅扶助として支給するすべての費目及び生活扶助の共益費とし、すべての費目について、滞納分に充当しません。既に清算された分や滞納分が代理納付の対象とならないことを承知しています。
- 3 生活保護の変更、停止または廃止したことにより、代理納付の廃止が行われた場合であっても異議を述べません。
- 4 代理納付の振込日が賃貸借契約に定める納付期日を超過する場合であっても、借借人に不利益な取扱いを行いません。
- 5 代理納付の実施に当たり、借借人に手数料等の経済上の負担を求めません。
- 6 代理納付された住宅扶助及び共益費に過誤払いが生じ、返還を求められた場合は、速やかに返還します。借借人世帯の収入の増加、転居、死亡等など何らかの理由により生活保護の変更、停止または廃止となり、遡及して住宅扶助及び共益費の全部または一部が借借人世帯に支払われなくなったときは、既に代理納付されていても、全部または一部を返還します。  
その際、借借人世帯に対して有している債権（家賃等の滞納分や賃貸借契約を解除した場合の原状回復費用等）、損害賠償請求権や借借人の相続人に対する債権をもって返還すべき住宅扶助費及び共益費との相殺を主張しません。
- 7 賃貸借契約の内容その他代理納付の実施に関する事項について変更があった場合は、直ちに変更届出書及び変更事由に応じた資料を提出します。

- 8 代理納付制度は、住宅扶助及び共益費を被保護者（賃借人）に代わって福祉事務所長が家主等に直接支払う制度であって、同制度以外の事項については、一切福祉事務所長に関与を求めません。賃借人との間に生じた賃貸借契約上の争いについては当事者間で解決します。
- 9 承諾事項に違反したことにより、住宅扶助及び共益費の代理納付の適用が廃止された場合であっても異議を述べません。
- 10 物品の購入や貸与、生活支援サービスなどの居室の提供以外のサービス利用等の強要や著しく高額な共益費等の請求、通帳・身分証明書を取り上げるなど不当な行為を行っていません。

代理納付開始・変更月	年 月分から
------------	--------

(備考)

- ・ 賃借人が中国残留邦人等支援法の支援給付受給者である場合においても、生活保護受給者と同様に取扱います。
- ・ 定期的な支払いである「家賃、間代、地代、共益費」は、当月分を前月末または当月初めに振り込みます。  
例：5月分の家賃は、4月末もしくは5月初めに振り込みます。
- ・ 承諾書は、代理納付の適用において重要な書類ですので、提出される際は控え（写し）を保管し、いつでも確認できるようにしておいてください。